	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表							
金融	事業者	 の名称	株式会社富山常備健康クラブ					
■取組方針掲載ページのURL :			https://f7a010b5-98d6-4d68-9c9d-b2b6bc6b5199.usrfiles.com/ugd/f7a010_8cd46a97cfb74e12bb0268256fa7ab1d.pdf					
■取組状況掲載ページのURL:			https://f7a010b5-98d6-4d68-9c9d-b2b6bc6b5199.usrfiles.com/ugd/f7a010_fc7e6489ed284b8ea2de38662c3058e6.pdf					
		原則	実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所			
原則	【順客の最替の利益の追求】 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客 に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図 るべきである。金融事業者は、こうした業務連當が企業文 化として定着するよう努めるべきである。		実施	<お客様本位の業務運営に係る基本 方針> 【方針1】お客様最善の利益の追求	<お客様本位の業務運営に係る基本方針に基づく取組状況> 【方針1】お客様最善の利益の追求 【取組状況】			
2	(注)	金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位 の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を 図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益 の確保につなげていくことを目指すべきである。	実施	<お客様本位の業務運営に係る基本 方針> 【方針1】お客様最善の利益の追求	<お客様本位の業務運営に係る基本方針に基づく取組状況> 【方針1】お客様最善の利益の追求 [取組状況]			
	【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。		実施	<お客様本位の業務運営に係る基本 方針> 【方針2】利益相反の適切な管理	<お客様本位の業務運営に係る基本方針に基づく取組状況> 【方針2】利益相反の適切な管理 [取組状況]			
原則3	(注)	金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事情が取引又は業務に 及ぼす影響についても考慮すべきである。 ・販売会社が、金融商品の顧客への販売・推奨等に伴って、当該商品の提供会社から、委託手数料等の支払を受ける場合・販売会社が、同一グループに属する別の会社から提供を受けた商品を販売・推奨等する場合・同一主体又はグループ内に法人営場では、当該適用部門を有しており、当該適用部門が、資産の連用先に法人営業部門が取引関係等を有する企業を選ぶ場合	実施	<お客様本位の業務運営に係る基本 方針> 【方針2】利益相反の適切な管理	<お客様本位の業務運営に係る基本方針に基づく取組状況> 【方針2】利益相反の適切な管理 【取組状況】			
原 則 4	【手数料等の明確化】 金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料 その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサー ビスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよ う情報提供すべきである。		非該当	<お客様本位の業務運営に係る基本 方針>【ご参考】※2つ目	<お客様本位の業務運営に係る基本方針に基づく取組状況> 当社「お客様本位の業務運営に係る基本方針」に関する取組と金融庁原則の対比について			
	【重要な情報の分かりやすい提供】 金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを 踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サ 一ビスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解で きるよう分かりやすく提供すべきである。		実施	<お客様本位の業務運営に係る基本 方針> 【方針4】重要な情報の分かりやすい提 供	<お客様本位の業務運営に係る基本方針に基づく取組状況> 【方針4】重要な情報の分かりやすい提供 [取組状況]			
	(注1)	重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。 ・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益(リターン)、損失その他のリスク、取引条件 ・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の組成に携わる金融事業者が販売対象として想定する顧客属性 ・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの選定理由(顧客のニーズ及び意向を踏まえたものであると判断する理由を含む)・ 顧客に販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客との利益相反の可能性がある場合には、その具体的内容(第二者から受け取る手数料等を含む)及びこれが取引又は業務に及ぼす影響	実施	<お客様本位の業務運営に係る基本 方針> 【方針4】重要な情報の分かりやすい提 供	<お客様本位の業務運営に係る基本方針に基づく取組状況> 【方針4】重要な情報の分かりやすい提供 【取組状況】			
原則 5	(注2)	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、個別に購入することが可能であるか否かを顧客に示すととして、パッケージやする場合としない場合を顧客が比較することが可能となるよう、それぞれの重要な情報について提供すべきである((注至)((注5)は手数料等の情報を提供する場合においても同じ)。	非該当	<お客様本位の業務運営に係る基本 方針>【ご参考】※2つ目	<お客様本位の業務運営に係る基本方針に基づく取組状況> 当社「お客様本位の業務運営に係る基本方針」に関する取組と金融庁原則の対比について			
	(注3)	金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確、平易であって、誤解を招くことのない誠実な内容の情報提供を行うべきである。	実施	くお客様本位の業務運営に係る基本 方針> 【方針4】重要な情報の分かりやすい提 供	<お客様本位の業務運営に係る基本方針に基づく取組状況> 【方針4】重要な情報の分かりやすい提供 【取組状況】			
	(注4)	金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複雑さに見合った情報提供を、分かりやすく行うべきである。単純でリスクの低い商品の販売・推奨等を行う場合には簡潔な情報提供とする一方、複雑又はリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客において同種の商品の内容と比較することが容易となるように配意した資料を用いつつ、リスクとリターンの関係など基本的な構造を含め、より分かりやすく丁寧な情報提供がなされるよう工夫すべきである。	非該当	<お客様本位の業務運営に係る基本 方針>【ご参考】※2つ目	<お客様本位の業務運営に係る基本方針に基づく取組状況> 当社「お客様本位の業務運営に係る基本方針」に関する取組と金融庁原則の対比について			
	(注5)	金融事業者は、顧客に対して情報を提供する際には、情報を重要性に応じて区別し、より重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意を 促すべきである。	実施	<お客様本位の業務運営に係る基本 方針> 【方針4】重要な情報の分かりやすい提 供	<お客様本位の業務運営に係る基本方針に基づく取組状況> 【方針4】重要な情報の分かりやすい提供 [取組状況]			

	【顧客に	ふさわしいサービスの提供】		<お客様本位の業務運営に係る基本	<お客様本位の業務運営に係る基本方針に基づく取組状
	金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。		実施	くの各体や位の来が連名に派る基本 方針> 【方針3】顧客にふさわしいサービスの 提供	への合体や山の来物連当に冰の歩や刀町に歩 八収和水 沢> 【方針3】顧客にふさわしいサービスの提供 [取組状況]
	(注1)	金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に関し、以下の点に留意すべきである。 ・ 顧客の意向を確認した上で、まず、顧客のライブラウッを登離また目標資産額や安全資産と投資性資産の適切な割合を検討し、それに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を行うこと ・ 具体的な金融商品・サービスの提案は、自らが取り扱分金融商品・サービスについて、各業法の枠を超るて模断的に、類似商品・サービスや代替商品・サービスの教育を設定を指することと、金融商品・サービスの販売後において、顧客の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行うこと	非該当	<お客様本位の業務運営に係る基本 方針>【ご参考】※2つ目	<お客様本位の業務運営に係る基本方針に基づく取組状況> 当社「お客様本位の業務運営に係る基本方針」に関する取組と金融庁原則の対比について
原則 6	(注2)	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをバッケージとして販売・推奨等する場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。	非該当	くお客様本位の業務運営に係る基本 方針>【ご参考】※2つ目	<お客様本位の業務運営に係る基本方針に基づく取組状況> 当社「お客様本位の業務運営に係る基本方針」に関する取組と金融庁原則の対比について
	(注3)	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の 組成に当たり、商品の特性を踏まえて、販売対象と して想定する顧客属性を特定・公表するとともに、 商品の販売に携わる金融事業者においてそれに沿 った販売がなされるよう留意すべきである。	非該当	くお客様本位の業務運営に係る基本 方針ン【ご参考】※2つ目	<お客様本位の業務運営に係る基本方針に基づく取組状況> 当社「お客様本位の業務運営に係る基本方針」に関する取組と金融庁原則の対比について
	(注4)	金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融 商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引被害を 受けやすい属性の顧客グループに対して商品の販 売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応 じ、当該商品の販売・推奨等が適当かより慎重に審 査すべきである。	非該当	くお客様本位の業務運営に係る基本 方針>【ご参考】※2つ目	<お客様本位の業務運営に係る基本方針に基づく取組状況> 当社「お客様本位の業務運営に係る基本方針」に関する取組と金融庁原則の対比について
	(注5)	金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行うべきである。	実施	<お客様本位の業務運営に係る基本 方針> 【方針3】顧客にふさわしいサービスの 提供	<お客様本位の業務運営に係る基本方針に基づく取組状況> 【方針3】顧客にふさわしいサービスの提供 [取組状況]
原則 7	【従業員に対する遺切な動機づけの枠組み等】 金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬、業結評価本系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。		実施	<お客様本位の業務運営に係る基本 方針> 【方針6】従業員に対する適切な動機づけの枠組み等	<お客様本位の業務運営に係る基本方針に基づく取組状況> 【方針6】従業員に対する適切な動機づけの枠組み等 [取組状況]
	(注)	金融事業者は、各原則(これらに付されている 注を含む)に関して実施する内容及び実施しない 代わりに講じる代替変の内容について、これらに 挟わる従来員に周知するとともに、当該従来員の 業務を支援・検証するための体制を整備すべきで ある。	実施	<お客様本位の業務運営に係る基本 方針> 【方針6】従業員に対する適切な動機づ けの枠組み等	<お客様本位の業務運営に係る基本方針に基づく取組状況> 【方針6】従業員に対する適切な動機づけの枠組み等 [取組状況]
			【照会先】		
			部署	管理部	
			連絡先	03-6812-2955	

※6「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則2~7(これらに付されている(注)を含む)毎に、「実施」、「一部実施」、「不実施」、「非該当」を選択し、取組方針・取組状況の該当箇所(項目名、見出し、ページなど)を記載してください。 金融事業者のウェブサイトに掲載されている対応関係表と本報告フォーマットとに不一致があれば、金融事業者リストへは掲載されません。